

令和5年度第2回旭川市子ども・子育て審議会 議事概要

○開催日時

令和5年12月26日(火) 18:30～19:25

○開催場所

旭川市総合庁舎 7階 大会議室A

○出席委員(15名)

浅野委員, 貝沼委員, 片桐委員, 楠井委員, 小山委員, 佐藤(貴)委員, 佐藤(達)委員, 長島委員, 長野委員, 猫山委員, 藤田委員, 松林委員, 梁川委員, 吉田(清)委員, 吉田(有)委員

○欠席委員(5名)

荒木関委員, 入江委員, 佐々木(一)委員, 佐々木(千)委員, 田中委員

○事務局(9名)

子育て支援部 浅田部長

子育て支援課 竹内次長, 高橋主幹

子育て企画係 鎌田

子育て助成課 田上課長

こども育成課 宮川課長

おやこ応援課 川村課長, 柴田主幹

子ども総合相談センター 岩崎次長

1 開会

2 議事

(1) 協議事項

《協議事項ア 諮問事項に係る調査・審議について》

(A委員)

事務局から説明を。

(事務局)

はじめに, 諮問について説明する。

本市は令和2年度から放課後児童クラブの運営を委託により実施しており, この期間が令和6年度末をもって終了することから, 令和7年度以降の管理運営手法に係る市の考えについて子ども・子育て審議会の意見を求めるもの。

個別の諮問事項としては, 二点ある。

まず, 一点目は令和7年度以降の管理運営手法である。現在, 市において, 直営での管

理運営時に抱えていた課題への対応状況を評価する作業を進めており、審議会においてそれらを調査審議し、引き続き、委託による運営を行うことについて意見を求めるもの。

次に、二点目は一点目において委託による運営を行うことを了とする場合、市において整理する委託内容の見直し案について意見を求めるもの。

答申については、引き続き、委託により実施する場合と直営に戻す場合のいずれにおいても一定程度の準備期間が必要であることから、令和6年3月中に答申をいただきたいと考えている。

なお、放課後児童クラブは、委託により実施している公設のクラブが83か所あるが、諮問事項に関わる部分は、これらのうち、現在、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に委託している80か所に係る部分である。

諮問事項に関する説明は、以上。

(A委員)

次に、調査審議の方法について協議する。協議にあたり、案があれば事務局から説明を。

(事務局)

調査審議の方法について、事務局案を説明する。

諮問事項については、比較的、短期間での調査審議となることから部会を活用することが効率的であると考えている。

部会については、令和2年度からの運営委託に際して平成30年度に放課後児童健全育成事業専門部会を設置し、調査審議を行った経過があるため、同部会の活用が適当ではないかと考えている。

なお、部会の開催回数は2回又は3回を想定している。

(A委員)

事務局から調査審議の方法として、放課後児童健全育成事業専門部会を活用してはどうかという説明があったが何か意見・質問はあるか。

意見・質問がなければ、事務局案のとおり、放課後児童健全育成事業専門部会において調査審議を行うこととする。

次に、部会の構成員については、旭川市子ども・子育て審議会条例施行規則第2条第1項の規定により、会長が指名することとしているが、案があれば事務局から説明を。

(事務局)

事務局案について説明する。

放課後児童健全育成事業専門部会設置時の構成員については、推薦団体等では、PTA連合会、民生委員児童委員連絡協議会、旭川市立大学短期大学部、北海道教育大学旭川校、

小学校長会、公募委員となっており、事務局としては同様の委員構成が望ましいと考えている。

このため、貝沼委員、猫山委員、佐藤（貴）委員、片桐委員、浅野委員のほか、公募委員として佐々木（千）委員と梁川委員の計7名の方にお問い合わせできると考えている。

（A委員）

事務局から部会の構成員の案として、貝沼委員、猫山委員、佐藤（貴）委員、片桐委員、浅野委員、佐々木（千）委員、梁川委員の7名という説明があったが何か意見・質問はあるか。

意見・質問がなければ、事務局から提案があった委員を部会の構成員とする。

（2）報告事項

《報告事項ア 令和6年度子育て支援部予算要求について》

（A委員）

事務局から説明を。

（事務局）

子育て支援部の令和6年度予算要求の概要について説明する。

全体の財政状況については、引き続き厳しい状況が続いているが、特に光熱水費が高騰し経常的経費を圧迫している。また、人件費についても賃上げ等により増えている。

一般会計予算については、令和5年度当初予算と比較し11億円増の約224億円を要求している。

それでは、資料2「令和6年度 予算要求の概要（子育て支援部）」に沿って説明する。

資料は「保育・教育環境の充実」、「子育て世帯への経済的な支援」、「児童虐待防止・相談支援体制の強化」、「母子の健康支援の推進」、「その他子ども・子育て世帯に関わる取組の推進」の五つに分類している。

まず始めに、「保育・教育環境の充実」である。「放課後児童クラブ開設費」については、放課後児童クラブを新規で5か所開設し150人程度の定員増を図る。児童全体の数は減少しているが、面積基準等を満たすために増設が必要なところが5か所ある。「医療的ケア児保育支援費」については、放課後児童クラブにおいても医療的ケアが必要な児童を受け入れられるように今年度から取り組んでいるが、令和6年度においては、医療的ケアが必要な児童のために市立保育所に看護師を配置するほか、民間施設においても看護師の配置等に要する経費を補助しようとするもの。「病児保育事業費」については、予約方法に課題があったことから、病児・病後児予約システムを導入し効率的な運用をするもの。

続いて「子育て世帯への経済的な支援」である。「子ども医療費助成費」、「ひとり親家庭等医療費助成費」については、令和5年8月から中学生までの医療費を無償化しており、

引き続き無償化を継続する。審議会において、高校生までの医療費の無償化についても協議いただいたが、現時点では現行制度を継続する。「育英資金給付型奨学金（特別会計）」については、高校進学後の給付型奨学金を設けているところだが、こちらも同様に継続する。

続いて「児童虐待防止・相談支援体制の強化」である。「子育て世帯訪問支援費」については、令和5年度に「ヤングケアラー等対策費」を立ち上げたが、ヤングケアラーに限らず、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等に速やかに対応できるような体制をつくり、まずは目の前にある困っている要因を取り除くための事業となっている。「子育て短期支援費」については、令和5年度から新たな預かり先として里親への委託を開始しているが、課題の解消には至っていない状況にある。子育て短期支援事業を実施する施設に対する補助や、子どもの養育方法や関わり方について支援を行う親子入所等支援を新たなメニューに加える。

続いて「母子の健康支援の推進」である。「(仮称) およこ応援施設管理費」については、昨年10月から waka・ba をツルハ旭川中央ビルで実施しているが、週末に一般開放し、保護者向けの講座や相談を行っているが、更に内容を充実させるため外部に委託することを考えている。「赤ちゃん訪問指導費」については、再訪問などの支援が必要な母子に対しての支援を強化するために、母子訪問指導員の報償費を増額するもの。

続いて「その他子ども・子育て世帯に関わる取組の推進」である。「管理事務費（子育て支援課）」については、平成27年に開設した子育て情報サイト「こども一る」をより良い情報発信を行えるよう改修を行う。「児童センター補修費」については、未設置の児童センターにエアコンを設置するもの。放課後児童クラブについては、学校の校舎内に設置しているクラブにおいて学校との調整により設置できていないところはあるものの、ほとんどのクラブに設置している。一方で、児童センターについては、エアコンを設置していない施設の方が多いため、早急に整備していきたい。

最後に「子ども基金充当先」である。子ども基金については、ふるさと納税など順調に寄附をいただけており、令和6年度は20事業に、併せて約1億7,200万円を充当する予定だが、基金が枯渇する状況はない。子ども基金も活用しながら環境の充実を図りたい。

以上、現時点における予算要求の状況である。

(A委員)

何か質問・意見はあるか。

(B委員)

令和6年度予算要求の中で、放課後児童クラブ5か所の増設という説明があったが、これは公設民営で実施している部分のことか。また、放課後児童クラブにおいて待機児童は

生じていないと思うが、そのような中、増設が必要であることとの関係を説明してほしい。

(事務局)

要求している5か所は、現在、公設民営で実施している放課後児童クラブに関する内容。放課後児童クラブについては待機児童ゼロを継続しているが、学校ごとの放課後児童クラブの状況を見ると、次年度以降の入学予定者数の状況などから、児童一人当たりの面積基準を満たせないことが見込まれる場合もある。このため、対応策として第二、第三などの放課後児童クラブを設置して、対応する場合がある。

(A委員)

他に何かあるか。

(C委員)

子育て短期支援費について、「受け入れを断らない体制を整備」とあるが、現状で申込みを受けられない状況はどれくらいあるのか。

(事務局)

具体的な件数については資料がなくお答えできないが、現状では、子育て短期支援の受け入れ先として旭川育児院やトキワの森にお願いしている。施設は、入所している子どもや児童相談所からの一時保護を受けて子どもを受け入れている状況があるため、どうしてもスペース的に空いていないことや、職員の手配が付かないことがあり、お断りする件数が20件から30件程度ある。それを断らないようにするために、人件費的な面でサポートするための費用。

(A委員)

他に何かあるか。

なければ、本事項については、報告を受けたこととする。

《報告事項イ 雨紛保育所の閉所について》

(A委員)

事務局から説明を。

(事務局)

本市は、旭川市地域保育所条例に基づき、農山村地域における保育の受け皿として地域保育所を設置しているが、現在は5か所が閉所となり、雨紛保育所を含む10施設を保有している。この地域保育所は従前より、利用児童数の減少とこれによる休所が生じていた

ことから、平成30年12月に「地域保育所の統廃合に係る地域別の計画」を策定し、雨紛保育所は、「利用児童数の減少などによっては、休所の措置を講じつつ地域と協議の上、廃止の可否を検討」としている。本保育所は、利用者ゼロのため令和3年度から休所状態が継続しており、地域における就学前児童数の推移、あるいは全市的な保育に係るニーズ量の減少などから、今後、利用児童が生じる可能性は低いものと考え、本年4月以降、地区市民委員会及び地域住民等で構成する雨紛保育所運営委員会と意見交換を行ったところ、市と同様の認識であり、令和5年度末をもって閉所することについて理解が得られたところである。このため、雨紛保育所の閉所に向けた手続を開始することとし、12月21日に雨紛地域の住民等を対象とした説明会を開催し、閉所という判断に至った経緯や今後の取組について説明したところである。その際、雨紛保育所に雨紛小学校が隣接していることを念頭に置かれて、民間で活用する際には小学校の児童への影響も勘案してほしいなどの御意見をいただいた。これらの反映にも留意しながら、現在、閉所に向けた準備作業を進めている。

(A委員)

何か質問・意見はあるか。

なければ、本事項については、報告を受けたこととする。

≪報告事項ウ 「旭川市の保育と市立保育所の在り方」の推進について≫

(A委員)

事務局から説明を。

(A委員)

昨年5月に策定した「旭川市の保育と市立保育所の在り方」において、各市立保育所の方向性について、新旭川保育所については地域の需給状況等を踏まえながら令和6年度末をもって閉所を検討、近文保育所及び神楽保育所については、いずれかを民間移譲し、もう一方の施設は保育センター（仮称）として設置することとしている。

本年7月に、出生数の動向や全市及び地域における需給状況、民間事業からのヒアリング調査等をもとに方向性の確認を行い、新旭川保育所の閉所時期について変更を要する状況にはないこと、神楽保育所について保育センター（仮称）の一部門とすること、近文保育所について民間移譲を検討することとし、8月に開催した本審議会に報告をしたところである。その後、方向性の確認内容に基づき、9月の市議会定例会において新旭川保育所を令和6年度末をもって閉所することを決定し、現在、次年度新規入所募集の停止等を行っている。

また、保育センター（仮称）の事務事業や近文保育所民間移譲の検討もそれぞれ進めており、これらについても、今後、適宜、進捗状況について報告をさせていただきます。

(A委員)

何か質問・意見はあるか。

なければ、本事項については、報告を受けたこととする。

《報告事項エ こども家庭センターの設置について》

(A委員)

事務局から説明を。

(事務局)

令和6年4月1日施行の改正児童福祉法により、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で、こども家庭センターの設置が努力義務化された。

こども家庭センターの要件としては、「母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）及び児童福祉機能（旧市区町村子ども家庭総合支援拠点）双方の機能の一体的な運営を行うこと」、「母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者である、センター長をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること」、「母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること」、「改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を行うこと」、「当該施設の名称は「こども家庭センター」又はこれに類する自治体独自の統一的名称を称すること」が示されている。

本市の対応としては、現状の組織機構は、児童福祉機能の子ども家庭総合支援拠点については子ども総合相談センターが担っており、母子保健機能の子育て世代包括支援センターについてはおやこ応援課が担っている。新体制については、おやこ応援課と子ども総合相談センターの両課をこども家庭センターと位置付けることを考えている。

全国的には、母子保健機能と児童福祉機能が複数の部局に跨がる事例もあるが、旭川市の場合は、子育て支援部内に両方の機能があるため、子育て支援部内で対応が可能と考えている。また、統括支援員の配置については、どのような組織機構とするかを含めて新年度までに整理したい。

こども家庭センターの設置に向けたスケジュールについては、今月中にこども家庭センターのガイドラインが国から示され、令和6年1月に自治体説明会が開催され、令和6年3月にこども家庭センター設置要綱が発出される予定であり、それらを踏まえて令和6年4月1日付けでこども家庭センターを設置する予定であるが、今日現在、こども家庭センターのガイドラインが示されていないため、国の作業が遅れている状況である。また、統括支援員については、研修を受けることが要件とされているが、研修期間が長期になる

ことが見込まれており、研修を受講後、本格的に運用開始となるのは令和6年7月頃を見込んでいる。

続いて、児童虐待防止の普及啓発について、御報告させていただく。

こども家庭庁が定める、11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間にあわせて各種イベントを実施した。11月12日（日）には、イオンモール旭川西店において旭川市民生委員児童委員連絡協議会と北海道立旭川児童相談所とともにオレンジリボン街頭普及啓発を行った。また、11月16日（木）から11月30日（木）までの間、メガセンタートリアル旭川店において児童虐待防止パネル展を開催するとともに、11月26日（日）には、旭川市民文化会館において児童虐待防止市民講演会を開催し、北海道教育大学の木下教授に御講演いただいたところである。

（A委員）

何か質問・意見はあるか。

（B委員）

センター長が1名配置され、統括支援員が複数配置されるということか。あるいは、センター長、統括支援員がそれぞれ1名配置され、統括支援員がおやこ応援課と子ども総合相談センターを繋ぐ役割を担うということか。

（事務局）

統括支援員は、こども家庭センター1か所あたり1名配置することとされているため、旭川市においては1名配置することを想定している。市の組織体系としては難しいところだが、統括支援員は二つの課に跨がって業務を行うことになる。

（B委員）

おやこ応援課と子ども総合相談センターは距離的にも離れており、そこを繋げる統括支援員が1名というのは心配である。

（事務局）

統括支援員は1名だが、それぞれの課において統括支援員を補佐する職員が支援にあたることをイメージしている。また、おやこ応援課にはおやこ応援課長がおり、子ども総合相談センターには子ども総合相談センター所長がいるため、それぞれの課において役割を分担し、連携しながら取り組んでいき、それらを統括するのがセンター長である。

（A委員）

旭川市は、センター長と統括支援員は別に配置するということか。

(事務局)

現時点では、そのように調整している。

(D委員)

役割分担のことが把握できていないのだが、子どものことで問題があったときにどこに相談したら良いのか分からない。こっちに相談したらあっちに行けと言われてたり、親御さんたちも困ってしまうし、私たちも困っている。こども家庭センターができるのであれば、希望としては、子どもに関わる相談が一つの場所で完結するようになると非常に良い。そこで働く人も連携が取りやすいし、相談する方も分かりやすい。

(事務局)

おっしゃることは良く理解する。現実問題として、中央中学校の南側に子ども総合相談センターがあり、おやこ応援課はツルハ旭川中央ビルにある。子ども総合相談センターの中におやこ応援課を配置できないか検討した経過もあるが、健診会場などのスペースを確保できなかった。子どもの人数が減少していくとスペースの問題が変動することも考えられるが、現状では、別の場所で業務にあたっている状況を円滑に繋げていくことが統括支援員の役割と考えている。

どこに相談したら良いかということについては、基本的に未就学児はおやこ応援課で担当しているが、子ども総合相談センターに相談していただいても問題ない。迷われたときはどちらに相談されても構わない。

(D委員)

健診に関しては、以前のように混み合うことはなく、半日で20人から30人程度であればそこまで広いスペースは必要ない。子どもは繋がっているので、未就学はこちらで就学時はこちらということではなく、一人の子どもを継続的にみていくという意味では分けない方が良い。

(事務局)

おっしゃるとおり、継続していくことが一番の理想であると認識している。

(A委員)

いずれにしても、統括支援員は相当な力量がなければ絵に描いたこども家庭センターは成り立たない。一方で、これが成り立てば、子どもたちや保護者にとって暮らしやすい旭川市になっていくだろう。

(C委員)

現状は理解しているが、委員の意見はごもっともだと思う。このような形で統括していくのであれば一体的に支援する具体的な方法や一つの家庭の情報を共有できる仕組みが必要である。例えば、特定妊婦や要支援児童の情報がどちらに聞いても分かるようにシステムで繋げるなど丁寧に対応していただきたい。

(事務局)

非常に重要なことである。今も週に一度、おやこ応援課の職員と子ども総合相談センターの職員が会議を開催し、情報を共有しながら、どのような支援を行うか協議を行っている。システムで繋げることも検討しているが費用的なこともあり実現できていない。今後、国から示されるガイドラインに沿って、どのような取組が必要になるのか検討しなければならない課題と認識している。

(A委員)

国がこのようなものを示すということは、どこの地方自治体でもこの二つの機能をしっかりやっていくことが課題として抱えていることが多いのだろうと推察される。いずれにしても、こども家庭センターがうまく機能していくように私たちも審議会の委員として、目を光らせながら見守っていく必要があるのかなと思う。これからもお気付きの点があれば御意見等いただきたい。

他に、何かあるか。

なければ、本事項については、報告を受けたこととする。

3 その他

(A委員)

その他、旭川市の子育て支援全体を通して聞きたいことや意見はあるか。

なければ、これで閉会とする。

4 閉会